JU 山梨オートオークション規約

第１章　　総　　則

第１条　（目　　的）

本規約は山梨県中古自動車販売商工組合（以下 JU 山梨という）が開催するオートオークションは、古物営業法規並びに監督官庁の指導に基づき開催し公正かつ円滑に、かつ合理的な価格体系の下、売手、買手間の商品中古車取引仲介を行うことにより中古車流通の促進を計り、自動車販売業界の発展を寄与することを目的とし、あわせて消費者の信用を向上させることを目的とする。

第２条　（名　　称）

JU 山梨が行うオートオークションを JU 山梨オークションと称する。

第３条　（所　　在）

JU 山梨オークションを山梨県甲斐市篠原 3042 番地に置く。

第４条　（オークションの方法）

JU 山梨オークションにおける、出品・成約・落札等すべての取引は、ポス＆コンピューターシステム（セリ上げ方式）によって処理されるものとし、参加者はこのシステムによるすべての結果を遵守しなければならない。

また JU 山梨の開催日、開催時間は、都合により変更することがある。

＜注意＞オークションのセリ順は､公正な方法により JU 山梨が定め変更や異議申立て等は受け付けないものとする。

第２章　登　録

第５条　（参　加　資　格）

JU 山梨が開催するオートオークションに参加することのできる資格は、古物営業許可証を有し、なおかつ以下の資格を有する者とする。

1　山梨県中古自動車販売商工組合の組合員

2　山梨県中古自動車販売協会の会員

3　中商連オークションメンバー（県外 JU に所属する者）

4　ディーラー各社

5　JU 山梨オートオークションに特別参加者としての承認を得た者。

6　上記 1～5 に該当するもので、JU 山梨のポス＆コンピューターオークション会員として登録がなされ、なおかつ当商工組合に対し、オークションの代金の未払い及び書類不備、トラブル未解決等のない者。

＊ 外国人の方は有効期限のある外国人登録証があること。又、日本語の読み書きが出来、日本語を話せることとする。

第６条　（登　録　期　間）

登録会員の登録期間及び更新は次に定める通りとする。

1　登録会員の登録期間は登録の日より 2 年とする。

2　登録期間満了 3 ヶ月前までに当事者双方いずれからも意義の申上立てがない場合は、さらに 2 年更新されるものとし、その後も同様とする。

第７条　（登　録　保　証　金）

JU 山梨と登録契約を締結したものは、JU 山梨に対して速やかにポス登録保証金の預託もしくは登録料等の支払を完了しなければならない。

1　ポス登録保証金は預託の期間の長短に拘らず無利息とする。

2　ポス登録保証金は登録会員が JU 山梨しに対して負担する一切の責務を担保するものとする。

3　登録保証金の金額が責務の支払等によって不足に至ったときは､JU 山梨の指定した日迄に当該不足分を補填しなければならない。

4　登録保証金並びに登録手数料の額は、別途定める。

第８条　（ポス登録会員証）

JU 山梨はポス登録契約を締結した会員に対し、ポスカードを交付する。

登録会員は JU 山梨オートオークションに参加する都度、ポスカードを携帯しなければならない。

第９条　（登録抹消及び登録保証金の返還）

JU 山梨オートオークション登録契約を末梢する場合は、その旨を事務局に申し

出て、ポスカードを返還し、登録抹消をすることができる。

なお、登録保証金は登録保証金預り証と引換に当該会員に返還することとする。

第１０条　（メンバーズカード）

JU 山梨オートオークションに参加するには、メンバーズカードを見え易い場

所に表示しなければならない。

※　メンバーズカード未着用者は入場を断る場合もある。

第１１条　（カードの紛失）

1　ポスカード並びにメンバーズカードを紛失・破損・盗難等により再発行する場合には、別に定める再発行手数料を申し受ける

また、当日カードを忘れた場合の臨時カード発行手数料は別途定めるものとする。

2　ポスカード並びにメンバーズカードの紛失による第三者の悪用があった場

合に生ずる金額を含む一切の責任はすべてカード登録者の責任とする。

＜注意＞AA 会場で席を離れる場合には必ずポスカードを携帯するものとし、万一ポスカードを差し込んだまま、または机等に放置したまま離籍し、その間に他社により落札された場合でも、すべて当該ポスカード登録者の責任とする。

第１２条　（強制解約）

JU 山梨はいずれか該当する場合､事前に通知･勧告等することなくポス登録会員契約を強制解約出来るものとする。

1．車輌代金等の期日内に支払を怠ったとき。

2．差押・仮差押・滞納処分・競売の申立等を受けたとき。

3．破産・和議・会社整理・会社更正手続き開始等の申立があったとき。

4．営業の廃止・変更又は解散をしたときもしくは解散とみなされたとき。

5．連帯保証人が､保証を解約した場合（死亡した場合も含む）

6．手形を不渡りする等支払いを停止したとき。

7．手形の不渡り又は、支払いの停止をするおそれがある等、信用状態が悪化したと認められる事由があったとき。

8．JU 山梨への著しい背任行為や社会的信用を損なう行為と認められたとき。

第3章　車　両

第１３条　（出品店の誠実義務）

出品車両はエンドユーザーの立場にたって、車両の点検整備を行い、その仕様・品質・　　程度等を誠実に申告しなければならない。

第１４条　（出品申し込み）

出品の申し込みは JU 山梨指定の出品申込書に所要事項を正確且つ確実に申告し、

虚偽の記載及び誤記入､記入漏れのないよう留意すること｡また､不明瞭な表現をしないこと。　（極上車・上物車・フル装備・ワンオーナーなど）万が一虚偽の記載、誤記入、

記入漏れ等によって発生する問題の責任は、全て出品店が負うものとする。

※　特に出品店名、スタート価格、希望価格は必ず記載すること。記載なき場合には、罰則規定に定めるペナルティの対象となり、セリにおいては流札扱いとする。

※　修復歴のある場合には、修復歴記入欄の【有】に必ず○印を付すること。第１５条　（出品車両の条件及び品質評価の基準）

出品車両は別に定める基準に適合したものを条件とし、出品車両の品質評価基準は中商連検査基準の定めるところによる。

【出品車両の条件】

1　開催日から 7 日以内に名義変更に必要な書類が決済し得ること。

2　出品申し込み書の必要記載事項が正確にもれなく記載されていること。

3　車検付き自動車（軽自動車を除く）は封印、ナンバープレートが付いている車輌であること。

4　車両が自走可能であり、バッテリー、デフ、ミッション、エンジンにトラブルのないこと。

5　必要譲渡書類の有するもの。車検付き車輌の自賠責保険は本土用であること。

6　記載事項以外に不具合箇所・未作動機関がないこと。

7　燃料が貯油されていること。

8　車両保安基準に適合し得る車両であること。

改造車両の場合には、その改造について所轄官庁の改造許可済みであること。

※ただし、上記①～⑧の条件をいたさない場合であっても、その状態が克明に申告され、JU 山梨が認めたものは出品を許可することがある。

出品車両は次の条件を備えていなければならない。

1　スペアタイヤ（タイヤ・ホイルともに規格に適合し、正常に仕様可能なもの）

2　ジャッキ・工具（ジャッキは正常に作動し、工具はタイヤ交換に必要な条件を満たすもの）

第１５条　（出品車両の搬入）

出品車両の搬入は下記に定める。

1　開催日前日の午後 5 時まで。

2　開催日当日は午前 11 時まで。

3　出品店は、正確に記入した出品申込書を搬入車両のダッシュボードの上に載せ、指定する位置に駐車すること。

4　車両搬入後の出品取り消しは、原則として認めないこととする。特に組合が認め、出品を取り消す場合であっても、出品手数料は徴収する。

尚、それぞれの搬入時間は季節、時期等を考慮した上で変更することがあります。

第１６条　（車両の搬出）

1　車両の搬出は、搬出の許可手続きを完了した後、車両引換券と引換えに搬出することとする。原則としてオークション開催中の搬出を認めない。

2　搬出車両の搬出期限はオークション開催週の土曜日午後 5 時までとする。

3　搬出車両の燃料は、搬出者の負担とする。

4　流札車両、落札車両に拘らず、上記期限までに搬出しない場合は、次回オークションに再度出品するものとみなし、出品手続きを代行する。（手数料　1,000 円とする）

なお、代行出品車両の出品申込書記載内容については、出品店自らが確認することとし、記載内容に関する一切の責任は出品店に帰するものとする。

第１７条　（車輌の保管義務）

1　JU 山梨は出品された車輌、及び落札車輌をこの規約に定める範囲内で善良な管理者の注意をもって保管する。

2　出品車輌、落札車輌をJU山梨が保管中自然災害によって損害を破ったとき、JU山梨は損害賠償の責任を有しないものとする。

3　TV・カーナビ・ナビロム・リモコン・キーレス等で取外し可能なものは書類と一緒に取扱うこと。会場内で盗難があった場合、JU山梨は一切責任を有しないものとする。

第4章　取　引

第１８条　（参　加　条　件）

オークションへの参加に際しては、JU山梨のポス＆コンピューターシステムを理解・習得していることを前提とする。

また「ＪＵ入札ネット」での参加は、「ＪＵ入札ネット運用基準」を遵守するものとする。

第１９条　（出　品　店）

セリ順に従い、出品店は自己出品車のセリ順の2～3台前に調整室へ入室すること。

1　価格調整人（コンダクター）の価格に関する権限を3万円とする。（出品店不在の場合）

2　出品店は価格調整人に対して、明確な意思表示をしなければならない。

※「拾う」・「得る」・「流す」・もしくは「ダメ」と明確に告げること。

※「いい」と告げた場合には「売る」と解釈する。

3　出品店は自社出品車両の出品申込書または出品車両一覧表（リスト）等の記載事項を確認し、誤記入等を発見した場合には直ちにその旨を商談コーナーに申し出て、必ず訂正伝票により誤りを訂正することとする。

第２０条　（落　札　店）

1　落札店は事前に現車を十分に下見した上でオークションに参加する義務がある。

2　代金等未決済がある場合には、当回オークションの参加・取引を禁止または制限する。

3　セリの明朗、公正、迅速をモットーにポス＆コンピューターシステムによって最高値をつけた者を落札者とする。尚、落札は落札確認ボタンを押すことにより成立したものとし、ＪＵ山梨のポス＆コンピューターシステムが発行する計算書を基本とする。

第２１条　（禁　止　事　項）

JU山梨オークションにおいて、下記に定める行為を禁止する。

1　セリ前、セリ後に直接商談すること。

2　名義貸しによる出品落札行為。（ＰＯＳカードの貸与、ＰＯＳ端末機の代行操作含む）

3　出品車両を出品店みずから落札しようとする行為、またはこれに類似する行為。

（サクラ行為の禁止）

4　事務局。調整室等にみだりに立ち入ること、調整室内で出品店以外の者が発言すること。

5　オークション会場内での暴言及び、暴力行為によりオークションの円滑な運営を妨げる行為。

6　オークション未登録者（メンバーズカード不所持者）を入場させる行為。

7　その他会場使用に際し、禁止する行為。(喫煙指定場所以外での喫煙等)

尚、禁止事項がＪＵ山梨の指導にかかわらず繰り返しその事実が認められた場合、ＪＵ山梨の裁定によりペナルティ又は、取引停止処分を課す。

第２２条　(機械、設備等の事故、天災による中止)

不測の事故により、ポス＆コンピューターシステム及び設備等が破損し、オークションが運営できない場合又は地震、風水害等の天災により運営できない場合は、ＪＵ山梨の裁定に従うこととする。尚、セリ不能によって参加者に取引上の損害があっても、ＪＵ山梨は損害賠償の責任を有しないものとする。

第２３条　(取引の解約)

落札車輌の売買双方は、一定の時間内にペナルティ+制裁金＋手数料を支払うことによって、当該車輌の契約を解約することができる。但し、クレーム等により当該車輌がキャンセルとなった場合はこの限りではない。

第5章　手　数　料

第２４条　(手　数　料)

登録会員は車両の出品、成約、落札にあたって JU 山梨の定める手数料を支払わなければならない。

第６章　書類代金決済並びに自動車税

第２５条　(書類決済)

1. 出品店

①出品店は成約車両について、移転登録に必要な書類（以下書類という）を、オークション開催日から起算して７日以内に JU 山梨に必着の上決済すること。委任状・印鑑証明書、そのた有効期限のある書類はオークション受付から 30 日以上の期限を有するものとする。

②オークション開催当日車検有効期限が満了している車両は、出品店の責任において末梢し、末梢謄本を送付することとする。

ただし、オークション開催日に落札店より継続の依頼があったものについてはこの限りではない。

※ナンバープレートの取り外しは出品店が行うこと。事務局による代行は行わない。

③ ダブル移転（会社合併を除く)、名義人死亡相続（共同相続)、法人解散等の書類の受付はしません。名義変更後、出品して下さい。

2　落札店

①　落札店は、書類受領後、当該オークション開催日から 60 日以内に移転登録手続きを完了し、移転登録の完了日の翌月３日までに、名義変更完了済車検証の写しを JU 山梨事務局に提出することとする。

②　オークション開催日より１ヶ月以上車検有効期限を有する車両を落札店の申し出により末梢する場合は、落札店が 3,000 円の末梢手数料を負担すること。

3　抵当権設定車（解除不能）、差押さえ車（嘱託設定登録）、盗難車、法的に問題車と判断した場合は、如何なる理由があっても出品店は、落札店の損害金をすべて支払うものとする。期限は無期限。裁定はＪＵ山梨諮問委員会の裁定に従うこと。

4　２ナンバー車輌は必ず抹消謄本にて提出のこと。（車検付き出品は認めていません。）

5　事業用及びレンタカーは抹消謄本もしくは、車検付きの場合は自家用に変更し提出のこと。

6　オークション当日落札店より抹消依頼があった車輌（車検残が翌月末までのもののみ受付）は、抹消謄本にて事務局に提出すること。

7　保証書、記録簿、取扱説明書、ナビロム、リモコン等は書類に添付の上、提出のこと。添付無き場合はクレームの対象となります。

8　車検証、抹消謄本のＦＡＸ依頼は入金確認後の対応となります。

9　落札店は全ての書類受領に不備がないか点検確認し、不備の場合は１０日以内にＪＵ山梨事務局に連絡するものとする。尚、後日発覚した譲渡書等の印影違いはこの限りではない。

10　出品店がオークション翌日より２２日を経過しても書類の提出の無い場合は落札店からのキャンセルを認める。其の際、出品店は落札店に延滞金＋ペナルティ＋諸費用を支払うものとする。

11　同年度内で車検が切れる車輌については、継続検査用納税証明書を書類に必ず添付すること。

＊車検残がＡＡ開催日から６０日以内で車検の切れる車輌は、継続検査用納税証明書の添付を義務とします。添付無き場合書類不備となります。　（４月・５月の書類提出時は前年度の納税証明でも可）

＊ 車検残がＡＡ開催日から６１日以上の車輌は、継続検査用納税証明書添付無き場合書類
不備扱いとはなりませんが、当年度分を落札店から名義変更後提出要請があった場合、
出品店は事務局からその旨の連絡を受けた日より１０日以内に継続検査用納税証明書を
提出のこと。堤出なき場合ペナルティ１０,０００円　１０日ごとに１０,０００円加算。
※要請日から１０日に対し、ＪＵ山梨で日程調整させて頂く場合があります。

12　当会場では、自動車税還付請求権譲渡書はお取扱い致しません。出品店にて保管をお願い致します。

第２６条　（名義変更）

1　落札店は速やかに名義変更を完了させること。（輸出抹消仮登録申請車輌の場合は、輸出抹消仮登録証明にて名義変更完了とします。）完了通知報告はオークション開催日から６０日以内とし、これを過ぎるものはペナルティの対象となります。又、６０日以内に名義変更有効期限の設定車は期限までに名義変更完了のこと。（移転、抹消登録完了後７日以内に事務局まで通知のこと。経過するとペナルティの対象となります。）

2　未名変、名義変更が著しく遅い場合は、取引停止等のペナルティを課すものとする。

3　軽自動車の名義変更時必ず税止めを行うこと。忘れた場合はペナルティの対象となります。

４ 名義変更期限が１週間過ぎ完了通知無き場合は、ＪＵ山梨にて現在登録証明にて確認または処理いたします。
其の際発生した費用（台あたり２,１００円）は落札店負担とします。

５ 落札店は名義変更完了するまでのトラブル（迷惑駐車、駐車違反、スピード違反等）は、責任をもって対応すること。出品店及び車検証名義人に迷惑が掛かった場合はペナルティにて対応する。

第２７条　（代金決済）

１ 落札店の車両代金等の決済
落札店は、落札車両の車両代金等をオークション開催日より７日以内に JU 山梨に現金持参または送金して決済しなければならない。
※手形、小切手の決済は認めない。

２ 出品店に対する成約車両代金等の支払
出品店に対する成約車両代金等の支払は、全ての成約車両の書類一式到着・確認後、出品料、成約料等を精算相殺して、可及的速やかに行うものとする。

３ 翌週木曜日までに代金決済がなされない場合には、参加、取引を禁止または制限することがある他、ペナルティ摘要基準に定めるペナルティを課するものとする。

第２８条　（自動車税）

自動車税の処理は下記に定める通りとする。

１ 自動車税はオークション開催月までを出品店負担とし、翌月以降を落札店負担とする。

２ 軽自動車にあっては、開催年度までを出品店負担とする。

３ 県外車検付き車両については、落札店より預かり自動車税として未経過相当額を預かり、名義変更結果に基づき名義変更日までの税額を差し引いて返金するものとする。

４ 県内車検付き車両については、落札店より自動車税として未経過相当額を徴収し、出品店に支払うものとする。

５ 軽自動車については、県外車検付車両のみ 10,000 円を預かるものとする。

６ 年度変わりの３月 4 月 5 月については、県内・県外を問わず全て預かり自動車税とする。

７ 名義変更の確認は、落札店が名義変更をした付の翌月３日までに車検証の写し、もしくは登録事項証明書の提出をもって証明し、事務局にて確認する。

第７章　規　　程

第２９条　（罰則規程）

1. JU 山梨オートオークション規約に違反する行為があった疑いを持ったときは、その者にペナルティを課すかどうかを何時でも審議することができる。

１ JU 山梨は、前項の審議に際し、当該参加者に口頭または書面による釈明の機会を与えなくてはならない。ただし、

その者が釈明の機会を放棄したときはこの限りではない。

2　前項の裁定の内容は、おおむね下記の基準によるものとする。

＊実際の走行距離と走行メーターの走行距離の表示との不一致、またはその疑いが強いと判定されたときの罰則規程については、別途【AA 出品車両走行距離管理システム異常判定車両措置基準】によることとする。

①　末書の提出

軽微なルール違反者

②　戒告

故意に出品申込書に事実と異なる記載をした者

③　期間または回数を定めての入場停止

1. 中商連規約の期間内に書類を提出しない者、または落札代金を決済しない者。

2. メンバーズカード及びポスカードを他の者に貸与して使用させた者。

3. オークション会場内での暴言及び暴力行為によりオークションの円滑な道営を妨げた者。

4.メンバーズ登録をしていない者を主催商組の許可なく入場させた者。

5. ①②の違約行為を繰り返す者。

④　無期限の入場停止

1.　オークション会場内で、主催商組またはオークション参加者を誹謗した者、及び暴力行為によりオークション参加者を傷つけまたは会場内の設備等を破損させ、主催商組の信用を著しく損なう行為をした者。

2.③の違約行為を繰り返す者。

⑤　メンバー登録の抹消及び特別参加者としての登録の抹消

1. ④の違約行為を繰り返す者。

2. 中商連オートオークションの信用を著しく損なう行為をした者。

⑥　制裁金

①～⑤までの事由を犯した者に対して、単独で、または各項の罰則とあわせて課する。

（制裁金の額の基準は別途定める。）

第３０条　（AA 出品車両走行距離管理システム異常判定車両措置基準）

１．中販連関東甲信越連絡協議会が適用するオートオークション出品車両走行距離管理システム（以下「管理システム」という）のデータベースに登録されている車両の出品があり、当該車両の走行メーターに関し、過去のデータと異なる次のいずれかに該当すると認めたとき「異常」と判定する

①走行距離の表示（または記載事項）が、過去のデータと照らし矛盾しているとき。

②走行距離計が交換され、適正な表示がされていないと思料されたとき。

③「？」が新たに付付記され、表示距離が少なくなっているとき。

④イ．注意事項記入欄に「走行メーター交換」の表示及び交換時の計器表示距離が記入漏れまたは少なく記入してあるもの。

ロ．注意事項記入欄に「交換時走行距離推定不明」が削除され、または異なる走行距離力記入されているもの。

ハ．「？」がなされている車両で、注意事項記入欄に推定距離若しくは推定不明が記載漏れまたは少なく記入して

あるもの。

2. 措置摘要基準

①セリ開始前または当該車両が流札となったとき

イ．出品取り消し（流札扱い）とする。＊ただし、出品料は全額徴収とする。

ロ．「警告並びに調査回答要求書」の交付

所定の用紙に必要事項記入の上、即日交付するとともに、関連協事務局宛同書面の写しを送付する。

交付を受けたものは、1 週間以内に JU 山梨宛まで調査回答書を提出することとする。

②当該車両が成約となったとき

イ．オートオークション主催者権限に基づく売買契約の解約（キャンセル）とする。

＊ただし、出品料・成約料は全額徴収する。

ロ．「警告並びに調査回答要求書」の交付

所定の用紙に必要事項記入の上、即日交付するとともに、関連協事務局宛、同書面の写しを送付する。

交付を受けたものは、1 週間以内に JU 山梨宛て調査回答書を提出することとする。

3. 調査回答書の回答に基づく措置基準

回答に基づき、以下の措置を適用した後、措置内容を関係文書添付の上関連協事務局に報告する。

①出品店が、不正の事実を全く知り得なかったことが証明されたとき

イ．出品店に対する「戒告」は行わない。

ロ．セリ前若しくは流札後に措置摘要となったときは、制裁金を徴収しない。

ハ．当該車両が成約となったときは、制裁金 10 万円を課する。

二．出品店から「誓約書」を徴する。

②自らが不正に関与、または当該車両の管理責任を怠ったと思料されたとき

イ．「始末書（自認書）」の提出を求め、戒告する。

ロ．セリ前若しくは洗札後に措置摘要となったときは、制裁金 5 万円を課する。

ハ．当該車両が成約となったときは、制裁金 10 万円を課する。

二．落札者からの蒋札料は、これを請求しない。

ホ．JU 山梨オートオークションの入場を 6 ヶ月以上停止する。

ヘ．始末書の提出・戒告が、システム参加オークションを通じて複数回となったときは、関連協流通委員会の裁定に基づき、すべてのシステム参加オークションに対する入場を以下の基準により停止する。

2 回　3 ヶ月以上の入場停止

3 回　6 ヶ月以上または、無期限の入場停止

③調査回答書による回答がなかった場合には、上記②の措置基準を準用する。

＊このシステムによらない走行距離に関する不当表示が確認された場合も、この措置基準を適用する。

第３１条　（クレーム処理規程）

出品車両の商品から生ずる品質について起こる問題の解決方法として、クレーム処理規程を定める。

1. 出品に際しては、現車を充分に点検し、チェック項目を出品申込書に正確に洩れなく記載する。

2. 落札に際しては、現車オークションの主旨から下見を充分に行う。

以上 2 項を基本とし、クレーム裁定をする。

（クレームに関する金額の算定基準は、クレーム処理基準に定める。）

第8章　　運　　営

第３２条　（運　　営）

規約に定めのない事項は、中商連オートオークション規約によることとし、その運用に際しては、JU 山梨流通委員会の裁定によるものとする。

第３３条　（決済事項未然防止のための特別措置）

１．落札者または落札自動車が次の各号のいずれかに該当する場合、落札代金支払い前の自動車の引き取りができないものとする。

②┌　特別参加者（ボス会員）として登録している参加者の落札した車両。

②　検残が 1 年以上あり、かつ初度登録 2 年以上若しくは落札価格 150 万円以上の自動車を同一開催において 2 台以上落札した場合。

③　JU 山梨が落札自動車の引き渡しを拒否した場合。

2. 落札者が次の各号のいずれかに該当する場合、前項の摘要を除外することができる。

①前項②の取引が通常の取引状況と同一形態であり、かつオークション落札代金の支払い状況が良好な場合。

②証金の預け入れ等により、JU 山梨理事長が特別に認めた場合。

第３３条　（規約の改定）

1. 本規約の定める事項を改定する場合には、一定の公示期間の後、施行することとする。

2. 登録保証金・登録料・手数料等料金に関する改定については、JU 山梨の理事会承認を要する。

第３４条　（施　　行）

本規約は、平成 23 年 3 月 29 日から施行する。

クレーム　処　理　基　準

山梨中販オートオークションのクレーム処理基準を下記の通り定める。

１）総　　則

1. 下記細則に該当しないクレーム又は、オークション取引にかかる紛争解決にあたっては、山梨中販オートオークショ

ン流通委員会の裁定に従うものとする。

２．出品申込書に虚偽の申告、誤記入、記入漏れ、不明瞭な記載のある車両については、すべて出品店の責任に帰することとする。

３．出品車両は、出品店が出品に際しあらかじめ点検し、不具合箇所について自己申告することを前礎とする。依ってクレーム受付有効期間内に自己申告に欠ける不具合が発覚した場合、クレーム処理基準に定める範囲において、出品店責任に帰するものとする。

4．クレーム基準は最新の関連協統一基準に準ずる。

JU 山梨　即落サポート規約

H23.3.29 開始

【概　要】
即落サポートとは、オークションで売買が成立しなかった出品車を、出品店が即落価格（希望価格）を設定し掲載、売買するシステムです。
当サービスにおけるすべての取引は、現車セリ会場での取引と同様とみなしＪＵ山梨規約を適用します。
※即落サポートで売れなかった車両は、次回開催オークションに自動再出品とする。

当規約は山梨県中古自動車販売商工組合（以下、ＪＵ山梨）の運営するオートオークションにおける「即落サポート」利用に関する規定を定めるものであり、利用会員は下記規則を順守のうえ利用するものとします。

利用および制限
①即落サポートにおけるすべての取引は現車セリ会場での取引と同様とみなし、本規約で記載の無きものは、ＪＵ山梨会場規約を適用します。

②ＪＵ山梨会員または、ＪＵ入札ネット登録会員で当商組の承認を得たものが即落サポートを利用することが出来ます。ただし、ＪＵ山梨判断により適宜利用の制限をすることがあります。

利用料金
①落札手数料　：15,750 円（税込）1 台
　※手数料は諸事情により変更となる場合があります。

即落サポート出品登録
①直近のＪＵ山梨オークションに出品され流札となった車輌で、なおかつ次週オークションの再出品予定車輌が出品対象となります。

②出品登録はＡＡ出品時、もしくはＡＡ当日に所定の申込書に必要事項を記入のうえＪＵ山梨事務局にお申し込み下さい。なお、申込書の誤記入によるトラブルにはＪＵ山梨は一切の責を負わないものといたします。

③出品登録をした車輌の出品取消、希望価格の変更はＪＵ山梨事務局営業時間内に速やかにお申し出ください。

公開期間
①出品登録された車輌は㈱ＪＵコーポレーションの運営する「即落サポート」にて公開します。

②出品公開期間は開催週の日曜日 17：00 迄です。

③即落サポートで成約しなかった車輌は、次回オークションに自動的に再出品となります。

落札車輌の搬出
①落札車輌の引渡しは、ＪＵ山梨事務局にて手数料を含む落札車輌代金の入金確認後となります。ＪＵ山梨会場会員として登録のある会員は、ＪＵ山梨での搬出条件を適用いたします。

②落札車輌は速やかに搬出の手続きを行ってください。搬出期限は、落札日を含めて 5 日以内（17 時まで）です。未搬出車両は再出品となります。
※搬出延長については、事務局へお問い合わせ下さい。搬出延長した場合であっても入金・クレーム期間の延長にはなりません。

クレーム
①クレーム受付期間は落札日当日を含め 5 日間。最終日の 17：00 迄です。

②即落サポートでの落札は「商談」扱いとなります。

③搬出先が本州の場合、原則としてクレーム延長は受け付けておりません。
※遠方地域のクレーム延長は専用用紙による申告が必要（遠方のみ可）。

書類と精算
①成約（落札）車輌の計算書は、出品受付された開催回数（開催日）の翌開催回数の計算書にて追加計上致します。

②書類期限と名義変更期限は、出品された開催回数を基準といたします。
預かり保証金（自動車税相当額）の扱いも同様とします。

③書類の提出、代金の決済期限は落札日を基準とします。

その他
①即落サポートに出品中は該当車輌の搬出は出来ません。また、店頭での小売・他オークション会場での販売等、二重売りにご注意ください。二重売りに関するトラブルは全て出品店責任とし、ＪＵ山梨は一切の責任を負いません。

②出品店都合・落札店都合によるキャンセルは落札日の翌営業日の正午までに申し出てください。

下見について
①料金について
入札した場合：1,050 円/台（税込）
入札しない場合：2,100 円/台（税込）

②下見の用紙について
下見用用紙は WEB 上のフォームを使用してください。

③回答方法・回答可能日のご案内
・回答は FAX 対応のみとなっております。
・土日の回答は致しません。
・電話対応は一切受付しておりません。
・車両運転での確認は致しません。
・混雑時や悪天候でお時間を頂くことやお断りする場合があります。

④下見受け付け期間のご案内
・事前入札の下見は AA 当日の午前 11：00 まで受付いたします。
・　後見・即落下見については午後 17：00 までの受付と致します。

JU 山梨　映像出品規約

H23.7.1

1. 県内映像出品

・ 映像出品コーナーに出品した後に販売した場合はAA開始日より前に速やかに事務局まで報告しなければならない。この場合、販売に関してのペナルティーはないが、販売の報告漏れがあった場合はペナルティーの対象となる。
・ 出張検査はAA当日の午後に実施するため、コーナーへの出品は翌週となる。

出品店

・ 出張検査受付は毎週月曜日の夕方まで受付。
・ 成約時は出張検査を行った場合のみ1500円の検査代を清算時に加算。
・ 出品店は落札された場合、2日後の木曜日までに会場に入庫しなければならない。
・ 出張検査は火曜日の午後12：30～午後5時までの間のみ実施。
・ 再出品は4回まで可能とし、それ以降は再度検査し直しとする。

落札店

・ 搬出時はAA終了週の金曜日以降となる。
・ クレーム受付期間は会場が認めた理由以外は月曜日までとする。
・ 長距離にかかわらずクレーム延長は行わない。（但、会場が認めた場合を除く）
・ 検査時から50kmまで過走行可とする
・ 補修2万円以下の外装傷に関しては免責とする。

※　基本的なクレーム基準に関しては最新の中商連オートオークション規約・運営規程に準ずる。

中商連オートオークション
規約・運営規程

中商連オートオークション規約

第１章　総　則

第１条　目　的

この規約は、日本中古自動車販売商工組合連合会（以下、中商連という）の会員である各県商工組合（以下、商組という）が主催する中古自動車のオークション（以下、ＪＵオークションという）の運営の基本的事項と関係者の権利義務等について定めることにより、オークションが公正かつ円滑に実施できるようにし、もって、中古自動車の流通機構の整備と適正かつ合理的な価格体系を確立し、あわせて消費者の信用を向上させることを目的とする。

第２条　この規約の効力

１．この規約は、ＪＵオークションを主催する商組（以下、主催商組という）およびこれに参加（自動車の出品または落札）する全ての者に適用される。

２．商組は自己が主催するＪＵオークションの規約（以下、商組規約という）を独自に制定することができる。ただし、商組規約は、古物営業法施行規則第１条の「市場規約」たるものとする。

３．商組規約がこの規約と抵触したときは、商組規約で別の定めをすることができるとこの規約で定めた場合を除き、この規約が優先する。

４．商組は、ＪＵオークションを主催するに際し、そこでの取引には商組規約とともにこの規約が適用されることを参加者全員に明示するものとする。

５．ＪＵオークションに参加するメンバー登録者、特別参加者（以下、オークション参加登録者と総称する）は、この規約、運営規程、商組規約および商組の定める細則を遵守し、

中商連オートオークション運営規程

第１章　総　則

オークションが円滑に運営されるよう、主催商組に協力しなければならない。

第３条　オークション運営会社への適用

１．中商連および商組は、中商連オートオークション規約にもとづいて運営することを中商連と合意した商組以外の事業体（オークション運営会社という）が主催するオークションについてこの規約を適用する。

２．オークション参加登録者は、オークション運営会社主催のオークションに参加した場合、オークション運営会社ならびに同オークションの参加者との間で、この規約およびオークション運営会社が定めた規約にもとづいて、権利を有し義務を負う。

３．社団法人日本中古自動車販売協会連合会（以下、中販連という）、中商連および商組は、オークション運営会社がこの規約にもとづいてオークションを運営するために利用する目的に限って、オークション参加登録者の個人情報等を当該オークション運営会社に提供できるものとし、第９条１項の利用目的明示の中にそのことをあわせて記載する。

第４条　参加資格等

１．ＪＵオークションに参加する者は、古物商の許可を得、かつ、次の各号のいずれかに該当しなくてはならない。

①　第５条のメンバー登録を行っている者（以下、メンバーという）。

②　当該ＪＵオークションを主催する商組が特に参加を承認し、第６条の特別参加者登録を行っている者（以下、特別参加者という）。

２．メンバーは、所属商組以外の商組が主催するＪＵオークションにも参加することができ

中商連オートオークション規約	中商連オートオークション運営規程

る。

3．特別参加者は、参加資格を承認した商組が主催するオークションにだけ参加できる。ただし、会場外からの応札システムを利用する場合は参加資格を承認した商組以外のＪＵオークションにも参加することができる。

第５条　メンバー登録

1．商組の組合員は、所属商組を通じて中商連にオークションメンバーの登録をすることができる。

2．中販連傘下単位協会の会員で商組の組合員でない者は、当該地域の商組の承認を得たうえ、同商組を通じて中商連にメンバー登録の申請をすることができる。

3．中商連は、登録申請者について第 33 条２項各号および第 35 条各号に掲げた事由の有無を調査し、登録の可否を決定する。

4．１項および２項のメンバー登録の有効期間は運営規程で別に定める。また、有効期間経過後も引き続いてＪＵオークションに参加しようとするメンバーは期間ごとに登録更新手続をしなくてはならない。ただし、更新の可否については前項の規定を準用する。

5．商組はメンバーの登録内容に変更があった場合は、すみやかに中商連に届け出るものとする。

第６条　特別参加者の登録

1．第４条１項②号の特別参加者の登録は商組が単独で行う。

2．商組は特別参加者の登録を行った者について、すみやかに中商連に届け出るものとする。

3．特別参加者の登録内容に変更があった場合も前項と同様とする。

第１条　メンバーの登録手続

1．中商連オートオークション規約（以下、規約という）第５条１項および２項のメンバー登録申請ならびに同条４項のメンバー登録の更新申請は、メンバーとなろうとする者または更新を希望する者が所属商組または当該地域の商組に中商連宛の登録申請書を提出して行う。

2．商組は、前項の登録申請書が提出されたときは、登録の可否について商組の意見を付して中商連に申請書を送付する。

3．中商連は、メンバー登録およびメンバー登録の更新を認めるのが相当と判断したときは、メンバー登録簿に申請者名を登載し、その旨を所属商組を通じて申請者に通知する。

4．メンバー登録の有効期限は２年とし、以降２年ごとに更新するものとする。

5．メンバーは、登録内容を変更したときは、所属商組を通じて中商連に届出なければならない。

第２条　特別参加者の登録手続

1．規約第４条１項②号の特別参加者の登録は商組が単独で行う。

2．前項の手続の詳細は商組規約で定める。

3．特別参加者は、登録内容を変更したときは、参加資格を承認した商組を通じて中商連に届け出なければならない。

中商連オートオークション規約

第７条　登録の抹消

1．中商連は、次の各号のいずれかの場合、前二条の登録を抹消し、その旨を商組に通知する。

① 第 33 条２項⑥号に基づく主催商組からの申告があったとき。

② 第 35 条に基づき商組からの申告があったとき。

③ メンバーおよび特別参加者本人から商組を通じて申告があったとき。

2．中商連は、前項①号の申告に基づくメンバー登録の抹消をするについては、所属商組または第５条２項の承認を与えた商組の意見を聞くものとする。

第８条　登録・更新・抹消の効力

1．メンバーおよび特別参加者の登録およびその更新ならびに登録抹消の効力は、中商連の登録簿に登載または同登録簿から削除したときに発生する。

2．登録抹消の効力発生以前にオークション参加登録者がＪＵオークションでした行為については、なおこの規約を適用する。

中商連オートオークション運営規程

第３条　登録料・更新料

1．メンバーおよび特別参加者の登録の申請者および登録の更新申請者は、登録申請書または更新申請書を提出する際、次の各号の商組を通じて中商連に登録料または更新料を納付しなければならない。

① メンバーは所属商組。

② 特別参加者は参加を承認した商組。

2．登録料および更新料の額は中商連の流通委員会の答申に基づき中商連理事長が定める。

3．登録料および更新料は、登録または登録の更新がされた後は返還しない。

第４条　メンバーカード

1．中販連はメンバーに対してメンバーカード（古物営業施行規則第 12 条第１項の規定にもとづき行商従業者証として承認されたもの）を発行する。

2．メンバーカードは有料とする。

3．メンバーは、直接オークション会場でオークションに参加するときは常にメンバーカー

ドを携行し、主催商組が求めたときはこれを提示しなければならない（主催商組はメンバーカードを提示しないメンバーのオークションへの参加を拒否することができる）。

4．メンバー登録を抹消された者は、ただちに、メンバー登録された当時の所属商組を通じて中販連にメンバーカードを返還しなければならない。

第５条　特別参加者カード

1．主催商組は、特別参加者に対して特別参加者カードを発行する。

2．特別参加者カードは有料とする。

3．特別参加者は、直接オークション会場でオークションに参加するときは、常に特別参加者カードを携行し、主催商組が求めたときはこれを提示しなければならない（主催商組は特別参加者カードを提示しない特別参加者のオークションの参加を拒否することができる）。

4．特別参加者登録を抹消された者は、ただちに、主催商組に特別参加者カードを返還しなければならない。

第９条　個人情報等の保護

1．中商連および商組は、ＪＵオークションの運営・管理に際してオークション参加登録者の個人情報ならびに企業情報（以下、個人情報等という）を取得する場合、この規約、運営規程ならびに商組規約で定めたＪＵオークションの実施に必要な範囲で利用する旨の利用目的を明示する。

2．前項の個人情報等の取得ならびに利用には、中販連がＪＵオークションの実施のためにオークション参加登録者の個人情報等を取得し、中販連自らが利用し、中商連および商

組にこれを提供することが含まれるものとし、中販連、中商連および商組は前項の利用目的明示の中にそのことをあわせて記載する。

3．中販連、中商連および商組は、前二項の目的の範囲に限って個人情報等を利用しなくてはならない。

4．中販連、中商連および商組は、個人情報保護法の規定を遵守しつつ取得した個人情報等を管理しなくてはならない。

第10条　定　義

この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 自動車：

道路運送車両法第２条２項に規定する自動車をいい、新車、中古車のほか並行輸入車、特種・特殊車および二輪車（ただし、道路運送車両法第２条３項に規定する原動機付自転車を除く）を含むものとする。

② 落札自動車の書類：

登録名義移転または新規登録等、落札者の権利保全のための登録手続に必要な譲渡証、現登録名義人の印鑑証明書および委任状等の書類を総称する。

③ 落札代金等：

落札された自動車の車両代金、当該自動車の車検の残存期間がある場合の当該年度末までの自動車税、落札自動車の取得にともなって買主が売主に対して負担すべきその他の全ての債務、落札料および落札者が落札にともなって主催商組に対して負担すべきその他の全ての債務を総称する。

④ 自動車税等：

a. 自動車税とは地方税法第145条以下に規定された自動車税のほか、同一年度内に

第６条　出品自動車に関する用語

この規程においては、規約で用いられた用語はそのままの意義で用い、それ以外の次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 改造車：

別表Ⅰに掲げる事項のいずれかに変更が加えられたもの、その他これに類する自動車をいう。

別表Ⅰ「改造車」（運営規程第６条①号）

次のａ～ｉのいずれかに変更を加えた自動車をいう。

a. 車台番号
b. 原動機の型式（エンジンの積み替え）
c. 排気量（ボアアップ）
d. 定員（シート数の変更）
e. 重量（バンパーの取り替え、その他）
f. 長さ（ロングノーズ、その他）
g. 幅（オーバーフェンダー等）
h. 高さ（車高落し、車高上げ）
i. その他所轄官庁の許可する改造

② 修復歴車：

過去に交通事故その他の災害により、車体の骨格部位を損傷し、「修正」あるいは部品「交換」により修復したもので、別表Ⅱに掲げる事項のいずれかに該当する自動車をいう。

中商連オートオークション規約

取引された場合に発生する当該年度末までの自動車税引継ぎ分相当額を総称する。

b. 軽自動車税とは、同法第 442 条以下に規定された軽自動車税をいう。

第 11 条　データ（出品自動車情報等）の知的所有権

出品自動車に関する主催商組保有のデータ（車両状態、画像、価格等）の知的所有権は主催商組に帰属し、主催商組の許可なく落札者を含む第三者がこれを使用することができない。

中商連オートオークション運営規程

別表 II「修復歴車」（運営規程第 6 条②号）

次の a ～ c のいずれかに該当するものを修復歴車とする。

a. 下記部位の交換あるいは修正・補修したもの。

1	クロスメンバー (フロント・リア)
2	サイドメンバー (フロント・リア) [フロントはコアサポートより後ろに位置する部分のみ]
3	インサイドパネル（フロント） [コアサポートより後ろに位置する部分のみ] ダッシュパネル
4	ピラー (フロント・センター・リア)
5	ルーフ
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー
7	リアフロア (トランクフロア)
8	ラジエーターコアサポート

・未修復の「現状車」も同様の判定基準を適用する。

・ただし、骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は骨格としない。

b. 交換・修正した状態が不明瞭で、修復の疑いのあるもの。

c. 日本オートオークション協議会の修復歴判定基準により定めるもの。

③　冠水車：

集中豪雨や洪水などにより、室内フロア以上に浸水したもの、またはその痕跡により商品価値の下落が見込まれるもの。

冠水車の判定は、日本自動車査定協会の基準を準用する。

中商連オートオークション規約	中商連オートオークション運営規程

第２章　オークション

第 12 条　基本的仕組み

1．ＪＵオークションは、オークション参加登録者が出品者または応札者として参加して、競り売り（手競りまたは機械競り）によって自動車の売買をする方法で行う。

2．出品者および落札者は、この規約または商組規約で定められた期間内に、主催商組を通じて、自動車の授受、落札自動車の書類の交付および落札代金等の決済をする。

第 13 条　取引条件等の設定

商組は、商組規約ならびに商組規約の範囲で定める商組の細則により、オークション参加登録者に対して自己が主催するＪＵオークションにおける取引につき、第 20 条から第 23 条と異なる条件あるいは取引限度額を設定し、もしくはこれらを変更することができる。

第 14 条　参加手続と参加制限

1．ＪＵオークションで出品または応札をしようとするオークション参加登録者（以下、オークション参加者という）は、オークション当日主催商組の定める手続を行わなければならない。

2．主催商組は、商組の定款等に違反する行為をし、もしくは法令違反または自動車公正競争規約に違反する行為をしたオークション参加登録者の出品および応札等を制限することができる。

第 15 条　出　品

1．ＪＵオークションに出品する自動車は、車両保安基準に適合でき、直ちに登録名義の移転または新規登録が可能な車両であるほか、

第２章　オークション

第７条　出品手続

1．出品は、主催商組が定めた時間、場所に、出品者が出品自動車を搬入し、出品申込書を主催商組に提出して行う。

中商連オートオークション規約	中商連オートオークション運営規程
この規約または商組規約に基づいて別に定める条件を満たすものとする。 2．出品者は、出品に先立ち、自己の責任において出品する自動車の検査・点検を行い、その品質・性能・瑕疵について主催商組に誠実に申告しなければならない。	2．出品者は、主催商組が相当と認めないかぎり出品手続を取消すことはできない。 第８条　出品自動車の条件 1．出品自動車は別表Ⅲに掲げる条件を満たすものであることを原則とする。 別表Ⅲ「出品自動車の条件」（運営規程第８条１項） 出品自動車は次の条件を備えていることを原則とする。 ①自走可能であり、バッテリー、デフ、ミッション、エンジンにトラブルのないこと。 ②車両保安基準に適合し得るものであること。 ③改造車の場合には、その改造について所轄官庁の改造許可済みであること。 ④車検付き自動車の場合は、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）が付されていること。 ⑤規約第 23 条３項に定める期間内に登録名義の移転等の手続が可能なもの。 ⑥出品者が走行距離計の改ざんを行った自動車でないこと。 ⑦正常に使用できる附属品（スペアタイヤ、クリップレンチ、ジャッキ）が添付されていること。 2．商組は、商組規約または商組の細則で前項以外の出品自動車の条件を定めることができる。 3．主催商組は、前二項に定めた条件を満たさない自動車についても、相当と判断したときは出品を認めることができる。 第９条　出品申込書の記入 1．出品者は、出品申込書に、第８条に定めた事項を含めて必要事項を洩れなく、かつ、正

確に記載しなくてはならない。なお、虚偽記入、誤記入、記入漏れ等があったときは、すべて出品者の責任に帰するものとする。

2．出品者は、出品自動車の走行距離数の記入にあたっては、出品時の走行距離計に示されたキロ数を記入する。

3．出品者は、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、次の各号に定めるところにより、出品申込書にそのことを記載しなければならない。

① 走行距離計を交換した自動車：

認証工場または指定工場で走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある自動車は、走行距離記入欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数を記入し、メーター交換車を表す「＄」マークを付記するとともに、注意事項記入欄に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載する。

なお、走行距離計の交換が証明できない場合は、３項②号の「改ざん車」として取り扱うものとする。

② 走行距離計の改ざんが明白な自動車：

過去の記録簿等により走行距離計の改ざんが確認できる自動車は、走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数を記入し、メーター改ざん車を表す「＊」マークを付記するとともに、注意事項記入欄に「メーター改ざん車」の文言と記録簿等により判明した改ざん前の距離数を記載する。

4．出品者は、前項各号以外で、過去の記録簿等がなく、実走行と判断できない自動車は、走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数を記入し、走行不明を表す「＃」マークを付記するとともに、注意事項記入欄に「走行不明車」の文言を記載する。

中商連オートオークション規約	中商連オートオークション運営規程
	5．出品申込書に虚偽記入または記入の誤りがあったときは、主催商組は、事案の内容に応じて、規約第33条2項の制裁を出品者に対して課する。
第16条　商組の保管義務 1．主催商組は、この規約および運営規程に定める範囲内で、出品された自動車および落札自動車を、善良な管理者の注意をもって保管する。 2．主催商組に出品された自動車（落札された自動車を含む）について、自然災害（地震・台風・水害・雹害等）等の事由によって、自動車に損害が生じた場合、主催商組は損害賠償の責任を負わないものとする。	
第17条　出品自動車の評価と検査 1．主催商組は、自己が主催するＪＵオークションに出品された自動車について、検査員に品質評価をさせ、その結果をオークション参加者全員に公表する。 2．主催商組は、中商連が認定した検査員により、前項の評価をするのに必要な限度で出品自動車の検査をする。 3．前二項の検査員による評価と検査は、出品自動車の内外装の状態および事故修復歴の有無の確認等に限って行い、機関、機構等走行上の機能の状態については対象としない。 4．1項の品質評価については、運営規程で別に基準を定める。 5．主催商組が行う品質評価およびその結果の公表にかかわらず、出品者および落札者は、オークション売買における出品自動車の品質評価を自己の責任において行うものとし、これについて主催商組および検査員に対し一切の責任を問えないものとする（この品質評価	第10条　出品自動車の評価基準 1．主催商組の検査員が行う出品自動車の検査・評価は別表Ⅳのとおりとする。 別表Ⅳ．「出品自動車の評価基準」（運営規程第10条1項～2項） 1．点数による評価基準 ①S点の評価基準：②の条件を満たしたもので、初年度登録後の経過月数が12ヵ月以内であり、走行距離は10000kmまでのもの。 ②6点の評価基準：原則として次の項目を満足させるもの。 a．内装、外装とも無傷同様であること。 b．初年度登録後の経過月数が36ヵ月までであること。 c．　走行キロ数が30000kmまでであること。 d．事故修理跡、損傷減価要因、改造工作がないこと。 ③6点未満の評価基準：②の条件を満たさないものについて、状態に応じて評点する。 2．「R」マークの表示 別表Ⅱに記載された修復歴のあるもの、ま

は、オークションの参考資料を提供するものであって、主催商組が当該自動車の品質保証をするものではない)。

第18条　成　約（売買契約の成立時期）

オークションでの自動車の売買契約は、競り売りにおいて落札が決定したとき、その落札価格でその応札者と出品者との間で成立する。

第19条　商　談

1．オークション参加者は、オークションにより落札されなかった自動車の購入を希望する場合は、主催商組の定める受付期間内に所定の手続により、商談による購入を主催商組に申し込むことができる。ただし、この申込みは撤回できない。

2．商談による契約の成立時期は、出品者と購

たはその疑いがあり、出品申込書にその記載がない出品自動車に付する。

2．検査員は、別表Ⅱに記載された修復歴のあるものまたはその疑いがあり、出品申込書にその旨の記載がない出品自動車については、前項の評価点は付さず、該当欄に「R」と表示する。

第11条　最低落札希望価格

1．出品者は、出品自動車について、最低落札希望価格（希望価格）を指定することができる。

2．希望価格は、出品と同時に出品申込書にその旨を記載して、または当該自動車のオークション開始までに主催商組の定める様式により、出品者が主催商組に申し出て行う。

3．希望価格の指定がある場合でも、商組規約で定めたときは、出品者の同意がなくとも、主催商組は希望価格以下の価格で落札させることができる。

第12条　落札の決定

1．手競りの場合、競り人（オークショニア）が落札をコールしたとき、落札が決定する。

2．機械競りの場合、落札決定ランプが点灯したとき、落札が決定する。

中商連オートオークション規約	中商連オートオークション運営規程
入希望者が商談において合意に達した価格について主催商組が「商談成立」の確認をした時点とする。 3．商談により契約が成立した場合、主催商組は出品者および購入（落札）者から第 26 条に定める手数料を徴収する。 4．商談により契約が成立した自動車の引き渡し、代金決済、書類の交付ならびに登録名義の変更その他諸手続については、オークションにより自動車が落札された場合と同一に取り扱う。	
第 20 条　落札自動車の引渡しと落札者の検収義務 1．落札者は、運営規程に定める手続をしたうえ、主催商組から落札した自動車の引渡しを受けることができる。 2．前項にかかわらず、次のいずれかの場合、主催商組は、落札代金等を決済後に落札自動車を落札者に引き渡す旨の取り扱いをする。ただし、落札者の従前のオークションでの落札代金等の決済状況が順調である場合にはこの限りではない。 ① 商組規約によって取引制限されている者が落札した場合。 ② 落札者が中商連または他商組から出品または落札制限を受けている場合。 ③ 前二号のほか、落札者の落札代金の決済について当該商組が不安を抱く合理的な理由がある場合。 3．落札者は、落札自動車の引渡しを受けた後、主催商組の定めた期間内にその検収をしなければならない。	第 13 条　落札自動車引渡しの手続 1．落札者は、主催商組が定める期間内に所定の手続を完了したうえ、主催商組から落札自動車を引取るものとする。 2．落札者が、主催商組の定める期間内に落札自動車を引き取らないときは、主催商組は商組規約で定める措置をとることができる。
第 21 条　商組の代金立替払 1．主催商組は、出品者が落札自動車の書類を	

提出することを条件に 、落札者に代わって、落札代金等を出品者に対して立替払する。ただし、この立替払の期限は、商組規約で定める。

2．前項の立替払金の返済については、落札者から主催商組に払い込まれる決済金が自動的に充当される。

3．次のいずれかの場合、主催商組は１項の規定にかかわらず、出品者に対する落札代金の立替払をせず、落札者からの入金後に代金を支払うことができる。

① 落札者が落札自動車の搬出制限を受けている場合。

② 落札自動車が、オークション取引における通常の落札代金額より著しく高額と主催商組が判断した場合。

③ 出品自動車の成約台数および成約金額の合計額が、当該出品者の通常の出品および成約状況に比べて不自然に大きいと主催商組が判断した場合。

④ 不正な取引（サクラ行為等による落札金額の不当な吊り上げ、通謀しての架空取引等）との疑いを主催商組が抱いた場合。

⑤ 商談による取引の場合。

⑥ 前各号のほか、出品者への落札代金の立替払について当該商組が不安を抱く合理的な理由がある場合。

第 22 条　落札者の代金決済

1．落札者は、落札代金等を主催商組に決済しなければならない。

2．落札代金等の決済期間は、落札日を含む７日以内とする。

3．落札者は、落札自動車に対するクレームの有無にかかわらず、前項の期間内に、落札代金等を主催商組に払い込んでこれを決済しな

中商連オートオークション規約	中商連オートオークション運営規程
ければならない。 4．本条2項の期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を参入する。かつ、最終日がそれらの日または金融機関の休日に当たるときは、その前の営業日を最終期限とする。	
第23条　書類の交付 1．出品者は、落札日を含む10日以内に、落札自動車の書類を主催商組に交付しなければならない。ただし、この書類交付期限は第21条1項の原則のもと商組規約によって、1日に限り短縮または延長することができる。 2．主催商組は、第22条に従って落札代金等の払い込みを受けた後すみやかに、前項の書類を落札者に交付する。 3．落札者は、主催商組から前項の書類の交付を受けたときは、その日から15日以内に、落札自動車の登録名義の移転等を完了するものとする。ただし、この移転登録等の完了期日は、商組規約によってオークション開催日の翌月末まで延長することができる。 4．1項の期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を参入する。かつ、最終日が主催商組の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終期限とする。	第14条　出品者の書類の提出 1．出品者は落札自動車の書類を主催商組に提出する。 2．前項の書類に添付される現登録名義人の印鑑証明書等は、次の条件を満たすものとする。 ① 委任状は、オークション開催日の翌月末までの有効期限を有するものとする。 ② 印鑑証明書はオークション開催日の翌月末から遡って3ヵ月以内に発行されたものとする。 3．前項の印鑑証明書等の有効期限および発行日の期限について、商組規約で別の定めをすることができる。 第15条　落札者への書類の送付 規約第23条に基づく主催商組の落札者への書類送付は、中商連または主催商組に登録されている落札者の住所宛に発送すれば足りるものとする。 第16条　登録名義の変更 1．落札者は、落札自動車について登録名義の変更等がされたときは、すみやかにその登録

証の写を主催商組に送付する。

2．規約第 23 条 2 項によって落札者に交付された印鑑証明書等の期限がその後に経過した場合、落札者は、主催商組を介して事態の解決を図るように努めるものとする。ただし、落札自動車の登録書類の差し替えに必要な費用については、落札者が負担する。

第 17 条　流札自動車の引取り

1．出品者は、商組の定める期間内に、オークションで落札されなかった出品自動車（流札自動車）を自己の費用で引き取るものとする。

2．出品者は、前項の自動車引取りの際、主催商組の定める手続を完了しなければならない。

3．主催商組は出品者が、1 項の期間を過ぎても流札自動車を引き取らない場合、商組規約で定める対応を行うものとする。

第 18 条　主催商組の義務の免除

1．主催商組は第 13 条 1 項または第 17 条 1 項の時間経過後にオークション場に残された自動車の保管および引渡しの義務を負わない。

2．主催商組は、第 15 条に従って書類を発送したときは、以後、書類保管および引渡し義務を免れる。

第 24 条　落札自動車の所有権

1．落札自動車の所有権は、落札者が落札代金等を主催商組に払い込んだとき、出品者から落札者に移転する。

2．落札者が第 22 条 2 項の期間内に落札代金等を主催商組に払い込まなかったときは、第 21 条 1 項の立替払をした主催商組は、落札者に通知して落札自動車の所有権を取得する

ことができる。ただし、この通知は発信のみで効力を生じる。この場合、落札者は、主催商組が落札自動車を他に処分するまでの間、落札代金等を主催商組に払い込んで落札自動車の所有権を主催商組から取得することができる。

第 25 条　落札自動車の自動車税等

1．落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品者の、翌月以降の分は落札者の、それぞれ負担とする。

2．落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品者の負担とする。ただし、年度末に開催するオークションでの翌年度の軽自動車税の負担の取扱については主催商組で定めるところによる。

3．第 24 条 2 項の規定によって主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札者は、その自動車を主催商組に引き渡すまでは、なお前項による自動車税を負担する。

第 26 条　手数料

1．出品者は、出品料を主催商組に支払う。

2．出品者は、出品自動車の成約があった場合、成約料を主催商組に支払う。

3．落札者は、落札料を主催商組に支払う。

4．前三項の手数料は理由のいかんにかかわらず返還されない。

5．出品料、成約料および落札料の額は商組規約または商組の細則で定める。

6．主催商組は、商組規約により、手数料について別の定めをすることができる。

第 19 条　手数料の決定と改定

1．出品料、成約料および落札料の額は、各主催商組が定める。

2．各主催商組は、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して、出品料、成約料および落札料を適宜改定することができる。

中商連オートオークション規約

第３章　クレーム処理

第 27 条　クレーム申立

1．出品申込書の虚偽記入、誤記入、記入洩れ等、落札自動車の実態と出品にあたって出品者が行った申告に相違があった場合、落札者は、運営規程で定めるところに従って、主催商組に対しクレームの申立をすることができる。

2．前項のクレーム申立ができる期間は、クレーム事項の種類ごとに運営規程で定める。

3．クレーム申立は、第 24 条によって落札自動車の所有権がだれに帰属していても、落札者が出品者を相手としてなされるものとする。

中商連オートオークション運営規程

第３章　クレーム処理

第 20 条　クレーム申立期間

1．クレーム申立期間は別表Ⅴのとおりとする。

2．商組は、商組規約で別表Ⅴ．１．⑤号に定めるクレーム申立について、クレーム事項の種類ごとに、別に申立期間を定めてクレーム申立を受け付けることができる。

3．別表Ⅴのクレーム申立期間の期間計算には落札日当日を参入する。また、期間中の日曜日および祝祭日も期間計算に含まれるものとする。なお、クレーム申立期間内に祝祭日が続き、または年末年始、盆休み等商組の休日が続く場合には、商組は例外的にクレームの種類を定めて申立期日を設定することができる。

別表Ⅴ．クレーム申立期間
（運営規程第 20 条１項～２項）
１．期間の定めがある申立

	クレーム項目	申立期間
①	内装または外装についてのクレームおよび商談により落札した自動車についてのクレーム	原則としてクレームを受け付けない。 ただし、出品申込書の記載事項と相違している場合等主催商組が相当と認めたときは、運営規程第 20 条２項の規定を準用する。
②	車検証の記載事項と出品申込書の記載事項が異なる場合のクレーム	主催商組より書類を発送後７日間
③	走行距離計の改ざんが判明したことを理由とするクレーム	オークション当日から６ヵ月間 ただし、車検証、整備記録簿等商組から送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後１ヵ月以内

④	『冠水車』または車両保安基準に適合し得ない自動車（接合車）であることを理由とするクレーム	オークション当日から3ヵ月間
⑤	①～④号以外の事由によるクレーム	オークション当日から5日間

2．期間の定めがない申立

①	盗難車であることを理由とするクレーム
②	出品者による走行距離計の改ざんを理由とするクレーム
③	「$」（交換）、「＊」（改ざん）マークが付された自動車について、第9条3項各号に規定する出品申込書記載事項に虚偽を記入したことを理由とするクレーム
④	所有権移転に法的問題があることを理由とするクレーム

第21条　クレーム申立の方式

クレーム申立は、申立人が主催商組に口頭で、または書面を提出して行う。ただし、主催商組は申立人に申立理由を説明する書面の提出および落札自動車の提示を命じることができる。

第22条　クレームに対する裁定

1．第21条のクレーム申立を受けた主催商組は、クレーム事由が事実であった事が判明した場合、クレームは理由あるものとして、出品者に規約第28条2項に定める処置を命じる裁定を下し、落札者は主催商組の裁定に従うものとする。

2．前項の裁定の内容は、おおむね別表Ⅵの基準で下されるものとする。

3．主催商組は、走行メーターの改ざんを理由とする落札者からのクレーム申立があり、改ざんの事実があると判定したときは、申立期

第28条　クレーム裁定

1．クレーム申立があったときは、主催商組が裁定する。

2．前項の裁定の種類は次のとおりとし、裁定の基準等は運営規程で定める。

① 申立却下。

② 売買契約の解約。

③ 落札代金の減額。

④ その他の処置（①から③との併用も可とする）。

3．主催商組は、商組規約により、運営規程に反しない範囲で前項とは別の裁定の種類およ

び裁定の基準を定めることができる。

間を経過していて申立が受領しない場合、もしくはクレーム申立を却下する場合でも、改ざん者の特定ならびにその者に対する損害賠償の請求について、落札者に協力するものとする。

別表Ⅵ．クレーム裁定の基準（運営規程第22条2項）

1．申立却下：

①クレーム事由が存在しないとき。

②当該申立時にはクレーム申立期間が経過しているとき。

2．売買契約の解約：

次のａ～ｄのいずれかの事由があるか、その疑いが強いにもかかわらず、その旨が出品申込書の所定欄に明記されていない場合。

a．第20条別表Ⅴの1項③号および2項各号のクレーム事由が事実であった事が判明した場合。

b．出品申込書に記載された年式、型式等の重要な事項と車検証の表示との不一致。

c．「冠水車」、「改造車」または「修復歴車」であること。

d．その他、出品自動車の品質状態を故意に偽って出品申込書に表示した場合。

3．落札代金の減額：

次のａ～ｅのいずれかの事由があることによって修理費用を要するか、当該自動車の価格が落札代金を下回ると認められる場合、その修理費用相当額または価値下落額を落札代金額から減額する。

a．出品申込書に記載されていない内装・外装のクレーム。ただし、主催商組が相当と認めたときに限る。

b．2項ｂ号以外の部分で出品申込書の記載内容が車検証の表示と一致しない場合。

c．機関、機構の状態が出品申込書の記載と相違する場合。

d．装備品が出品申込書の記載と相違する場合。

e．その他、出品自動車の品質状態が出品申込書の表示と相違する場合。

4．その他の処置：

①２項の売買契約の解約の裁定をする場合、あわせて、次の費用の全部または一部を落札者に支払うよう、出品者に命じることができる。

a. 落札自動車の陸送費用。

b. 車両状態確認のために要した費用。

c. 加修に要した費用のうち社会通念上当然と思われる範囲の金額で商組が認めたもの。

d. 落札者が支払った落札料。

②２項、３項、４項の裁定をする場合、さらにあわせて、落札者に対する謝罪の意思を表示させるのに相当と思われる金額の支払いを命じることができる。

③盗難車等の理由で第三者から落札自動車を回収され、もしくはその使用・処分が制約されたときは、落札者の正当な損害の全額を賠償するよう、出品者に命じることができる。

第 29 条　同意によるクレーム裁定

主催商組は、出品者落札者双方の意見が一致するときは、第 28 条 2 項各号とは別の、ペナルティー支払い命令によるキャンセルの容認等その他の裁定をすることができる。

第 30 条　クレーム裁定の尊重

1．ＪＵオークションでのクレームについては、オークション参加者は、第 28 条に定めたクレーム裁定以前に、訴訟提起、中商連への異議申立をし得ないものとする。

2．クレーム当事者は、第 28 条によるクレーム裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該クレーム事項に関して、訴訟提起、中商連への異議申立をし得ないものとする。

第４章　立替払い金の清算

第 31 条　立替払い金の請求

落札者が第 22 条２項の期間内に、落札代金等の決済をしない場合、主催商組は第 21 条１項の立替払金をただちに落札者に請求する。ただし、主催商組は、決済遅延を理由として、別に第 33 条２項⑤号の制裁金を落札者に課すことができる。

第 32 条　落札自動車の処分と清算

１．主催商組は、第 24 条２項によって所有権を取得した自動車を落札者から取り戻し、これを他に処分してその代金を第 21 条１項の立替払金および第 33 条２項⑤号の制裁金に充てることができる。

２．前項の充当によっても不足が生じたときは、主催商組は、残額を落札者に請求することができる。

３．落札者は、１項の処分代金が第 21 条１項の立替払金および第 33 条２項⑤号の制裁金の合計額を上回る場合でも、主催商組に差額の清算を請求することはできない。

中商連オートオークション規約

第５章　制裁

第 33 条　制裁の裁定

１．主催商組は、この規約、運営規程、商組規約または商組の定める細則に違反したオークション参加者に対し、第 28 条のクレーム裁定とは別に、制裁を課することができる。

２．制裁の種類は次のとおりとする。

① 始末書の提出。

② 戒告。

③ 期間または回数を定めての参加停止。

④ 無期限の参加禁止。

⑤ 制裁金の支払。

⑥ メンバー登録および特別参加者の登録の抹消。

３．制裁裁定の基準および手続については、運営規程、商組規約および商組の定める細則で別に定める。

中商連オートオークション運営規程

第４章　制裁

第 23 条　手　続

１．主催商組は、オークション参加者に規約、運営規程、商組規約または商組細則に違反する行為があった疑いを持ったときは、その者に制裁を課すかどうかをいつでも審議することができる。

２．主催商組は、前項の審議に際し、当該オークション参加者に口頭または書面による釈明の機会を与えなくてはならない。ただし、その者が釈明の機会を放棄したときはこの限りではない。

第 24 条　制裁の裁定

１．主催商組は、オークション参加者に規約、運営規程、商組規約または商組細則に違反する行為があったと認めたときは、その者に規約第 33 条２項に定める制裁を課する。

２．前項の裁定の内容は、おおむね別表Ⅶの基準によるものとする。

別表Ⅶ．制裁裁定の基準（運営規程第 24 条２項）

１．始末書の提出：軽微なルール違反者に対して課する。

２．戒　告：故意に出品申込書に事実と異なる記載（ただし、３項および４項の場合を除く）をした者等に対して課する。

３．期間または回数を定めての参加停止：次のａ～ｇのいずれかに該当する者に課する。

ａ．規約第 23 条１項の期間内に同条項の書類を主催商組に提出しない出品者。

ｂ．規約第 22 条２項の期間内に落札代金を決済しない落札者。

ｃ．走行距離計の走行距離数が実際の走行距離数と異なっている疑いがあったにもかかわらず、第９条４項どおりの記入をしなかった者。

ｄ．メンバーカード及び特別参加者カードを

中商連オートオークション規約

中商連オートオークション運営規程

他者に貸与して使用させた者。

e. オークション会場内での暴言および暴力行為等によりオークションの円滑な運営を妨げた者。

f. 中商連に届けられている落札代金等の延滞者、および過去に延滞行為を繰り返し行った者。

g. 過去に１項または２項の制裁を２回以上課されているのに同種違反を繰り返す者。

4．無期限の参加停止：次のａ～ｄのいずれかに該当する者に課する。

a. 出品者が自ら走行距離計を改ざん（走行距離計の交換を含む）したにもかかわらず、もしくは改ざんの事実が明白であったにもかかわらず、第９条３項各号に規定されたとおりの記入をしなかった者。

b. オークション会場内で、主催商組またはオークション参加者を誹謗した者および暴力行為によりオークション参加者等を傷付けまたは会場内の設備等を破損させ、主催商組の信用を著しく損なう行為をした者。

c. 中商連に届けられている落札代金等の延滞者、および過去に延滞行為を繰り返し行った者。

d. 過去に３項の制裁を１回以上受けているのに同種違反を繰り返す者。

5．メンバー登録の抹消および特別参加者としての登録の抹消：次のａ、ｂ、ｃのいずれかに該当する者に課する。

a. ４項の違反を繰り返した者。

b. ＪＵオークションの信用を著しく損なう行為をした者。

c. 自社で走行距離の改ざんを行った者。

6．制裁金：

１項から５項までの事由を犯した者に対して、単独で、または各項の制裁と併せて課する。ただし、商組は、制裁金の額の基準をあらかじめ定めておくことができる。

第 34 条　制裁裁定の尊重

オークション参加者は、オークション主催商組が行う制裁裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該制裁裁定に関して訴訟提起、中商連への異議申立をし得ないものとする。

中商連オートオークション規約	中商連オートオークション運営規程
	第 25 条　制裁の公表 1．主催商組は、規約第 33 条 2 項③号から⑥号のいずれかの制裁を課したときは、制裁を受けたオークション参加者名と制裁の事由を中商連に遅滞なく通知する。 2．中商連は、前項の通知を受けたときは制裁を課されたオークション参加者名と制裁の事由を適当な方法で商組およびオークション参加者に公表することができる。

第６章　登録抹消の申告

第 35 条　商組による登録抹消の申告

商組は、メンバーおよび特別参加者について次の事由の一つが生じたときは、中商連に対してその者の登録抹消の申告をするものとする。

① メンバーが所属商組また所属協会を脱退し、もしくは除名されたとき。

② 特別参加者が参加を承認した商組に対し参加資格を返還し、商組が登録抹消したとき。

③ メンバーおよび特別参加者が倒産したとき。

④ ＪＵオークションの運営を著しく妨げる行為をしたとき。

中商連オートオークション規約	中商連オートオークション運営規程

第７章　雑　則

第５章　雑　則

第 36 条　情報の交換

1．主催商組は、相場情報その他、ＪＵオークションの円滑な実施に有益な情報ならびに主催オークションで発生した支払遅延事故、落札自動車の書類不交付事故その他、ＪＵオークションの円滑な実施の妨げとなる事項についての情報（関係者の氏名等を含む）を中商連および他商組にすみやかに提供する。

2．中商連は、機関紙・誌への掲載、個別の通信その他の方法により、ＪＵオークションの円滑な実施に必要な情報を各商組にすみやかに提供するものとする。

第 37 条　規程の制定

中商連の理事長は、中商連の流通委員会の答申に基づき、この規約の実施のための運営規程を定めることができる。

1．落札者の倒産等により、第 22 条の落札代金の決済が履行されず決済事故となった場合、あるいは、落札自動車の書類不交付事故により損害が発生した場合等にオークション主催商組の損害金に充当するため、オークション共済規程を制定する。

2．第 17 条２項の検査員の認定のため、オークション検査員規程を制定する。

3．第 16 条の善良な管理者としての義務を果たすため、オークション保険の制度を含んだオークション分担金運営規程を制定する。

第 38 条　経過規程

1．中商連の地区連絡協議会（ブロック）および商組支部が開催するオークションにおいては、その協議会および支部をこの規約上の商組と見なす。

中商連オートオークション規約

2．この規約においては、中商連の地区連絡協議会が定めるブロック規約をその地区の商組の定める商組規約と見なす。

第39条　改　正

この規約を改正するには、中商連の流通委員会の答申に基づき、中商連の総会で可決されることを要する。

第40条　附　則

この規約は、平成2年10月1日から施行する。

附　則（平成5年5月27日改正）

1．第20条（落札自動車の引渡しと落札者の検収義務）の変更規定は、平成5年6月1日より実施する。

附　則（平成8年5月30日改正）

1．第4条（参加資格等）、第37条（規程の制定）の変更規定は平成8年6月1日より実施する。

附　則（平成11年5月27日改正）

1．第20条（落札自動車の引渡しと落札者の検収義務）の変更規定は、平成11年4月1日より実施する。

附　則（平成17年5月26日改正）

1．第9条（個人情報等の保護）、第3条（オークション運営会社への適用）の規定および第16条（商組の保管義務）の変更規定は、平成17年6月1日より実施する。

附　則（平成18年5月25日改正）

1．第19条「商談」、第21条3項「商組の代金立替払」および第13条「取引条件等の設定」

中商連オートオークション運営規程

第26条　改　正

この運営規程の改正は、中商連の流通委員会の答申に基づき、中商連の理事長が行う。

第27条　施　行

この運営規程は平成2年10月1日から施行する。

附　則（平成7年1月26日改正）

1．第20条（クレーム申立期間、別表Ⅴ）の変更規定は、平成7年6月1日より実施する。

附　則（平成8年5月30日改正）

1．第6条(出品自動車に関する用語②号別表Ⅱ「修復歴車」)、第4条（メンバーカード）の変更規定は、平成8年6月1日より実施する。

附　則（平成13年6月改正）

1．第9条2項～5項（出品申込書の記入）、第20条1項（別表Ⅴクレーム申立期間）、第22条2項（別表Ⅵクレームに対する裁定基準）、第24条2項（別表Ⅶ制裁裁定の基準）の変更規定は、平成13年6月1日より実施する。

附　則（平成17年1月27日改正）

1．第9条3項、4項（出品申込書の記入）、第20条1項（別表Ⅴクレーム申立期間）、第24条2項（別表Ⅶ制裁裁定の基準）の変更規定は、平成17年4月1日より実施する。

附　則（平成18年1月26日改正）

中商連オートオークション規約

の規定は、平成18年2月1日より実施する。

2．第10条④号「定義（自動車税等）」の変更規定は、平成18年4月1日より実施する。

附　則（平成20年5月29日全面改正）

1．平成21年1月1日より実施する。

附　則（平成23年6月2日改正）

1．第2条3項「この規約の効力」、第22条2項、4項「落札者の代金決済」、第23条1項、4項「書類の交付」および第31条「立替払い金の請求」の変更規定は、平成24年1月1日より実施する。

中商連オートオークション運営規程

1．第20条「クレーム申立期間」1項別表Vの規定は、平成18年2月1日より実施する。

附　則（平成20年5月29日全面改正）

1．平成21年1月1日より実施する。

附　則（平成24年1月26日改正）

1．第20条「クレーム申立期間」1項別表Vの変更規定は、平成24年4月1日より実施する。

中商連オートオークション
統一ルール

（クレーム・ペナルティーに関する統一ルール）

第１章　総　則

１．　制定の目的

この統一ルールは、各県商工組合が運営するＪＵオークションにおいて、クレーム、ペナルティーの具体的運営事項を定めることにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

２．　この統一ルールの効力

この統一ルールは、中商連オートオークション運営規程の一部として定め、主催商組は、これを遵守し、公平な運営を行うものとします。

なお、この統一ルールと商組規約が抵触した場合は、この統一ルールが優先します。

第2章　出　品

1.　出品店の申告義務

出品店は、出品申込書の記入にあたり、必要事項を洩れなく、かつ、正確に記入しなくてはなりません。

なお、虚偽記入、誤記入、記入洩れ等があった場合は、すべて出品店の責任となります。

2.　出品店注意事項

出品店は、以下の事項に注意を払い、出品申込書の記入を行ってください。

①.出品店は、不具合箇所・欠品等について記入する必要があり、紛らわしい記載の場合、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

特にエンジン、ミッション等の重要箇所の不具合は誠実な申告を行ってください。

②.車検付の車両を出品する場合は、出品申込書に車検年月、登録番号を記入する必要があります。

出品車両は、ナンバープレートが装着されていることが出品の前提となりますので、名義変更申請中車両（登録車）は法令順守の関係から出品できません。

③.出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）は、車両の不具合（不良）内容を、不良箇所、状況とも具体的に記入するためのものです。また、標準装備品の欠品、社外品装着がある場合もその内容を記入してください。

記入洩れ、又は、紛らわしい記入内容であると主催商組が判断した場合はクレームとなることがあります。

④.出品申込書のセールスポイント欄は、出品車両のアピールポイント（純正・社外品を問わず装備品、ワンオーナー、禁煙車等）を記入するためのものです。なお、セールスポイントに記入できる装備品は、正常に作動することが前提となります。

セールスポイントに記入した装備品が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとなります。

また、セールスポイント欄外に記載の場合であっても、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、主催商組の判断により、セールスポイントと同等の扱いとすることがあります。

⑤.出品車両の乗車定員は、出品申込書に記入する必要があります。

バンの１列シート、ワゴン車の２列シートの乗車定員が未記入の場合等には、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

⑥.輸入車を出品する際は、ディーラー車・並行車、モデル年式、登録年月を記入する必要があります。

なお、未記入の場合は、不明として取り扱います。

⑦.出品申込書の色記入欄は、車体色と色コード（カラー番号）の双方を記入する必要があり、車体色と色コード（カラー番号）が異なっている場合は、色コードが優先となります。

⑧.社外品は、出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に記入する必要があります。なお、社外品が多数ある場合は、社外品多数と記入してください。

未記入の場合は、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

⑨.出品申込書の装備品記入欄は、純正（メーカー・ディーラー）装備品のみ記入することができます。

社外品であるにも関わらず装備品に○印を付した場合はクレームとなります。

なお、純正品が提出できない場合は値引き処理とします。

⑩. ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビＣＤ、リモコンキー等の付属部品は、書類と共に主催商組へ提出するものとします。

出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。この場合、部品代が２万円未満であっても現品支給または値引き処理とします。

なお、出品店は、主催商組が付属部品を依頼してから７日以内に対応しなければなりません。

⑪. 出品申込書の後日品欄は、書類と共に後日送付するものを記入してください。

なお、後日品欄に記載がない場合でもセールスポイント欄や装備品欄に記入した装備品に関連する附属品等で、その動作に必要で重要な附属品であると主催商組が判断した場合はクレームになることがあります。

⑫. エアバック装着車両（標準・オプション問わず）において、使用済・不良・欠品等の場合は、「エアバック修理要」、「エアバック欠品」、「エアバックランプ点灯」と記入する必要があり、記入のない場合はクレームとなります。

なお、故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、クレーム裁定とは別に制裁を科すことがあります。

⑬. 特殊・特装車両等の出品は、特殊、特装部品が正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。また、車両本体と特殊・特装部品の年式に２年以上の隔たりがある場合は、申告する必要があり、申告がない場合はクレームとなります。

クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊、特装部品の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入して下さい。

⑭. ワンオーナーとは、新車登録使用者名義である場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラーまたは専業店に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。

⑮. 保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、かつ、保証継承が可能な状態であるものとします。

ただし、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認できる場合に限り保証書とみなします。

保証書は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

⑯. 記録簿とは、最終使用者名義にて直近の法定点検（車検または12ヵ月点検）を行っているものとします。ただし、新車登録後12ヵ月未満の車両については、認証工場または指定工場による点検を１度でも受けた記録（日付、走行距離数等）があるものは記録簿とみなします。

なお、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。

記録簿は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

⑰. 落札店からのクレーム申立に対し、部品支給で対応する場合は、原則として主催商組を経由す

ることとしますが、出品店、落札店双方の合意があれば出品店から落札店へ直接送付することができます。この場合の送料は出品店負担となります。

また、出品店が主催商組に部品を持ち込んだ場合は、落札店への送付にかかる費用実費を出品店に請求します。

なお、出品店は部品対応することを主催商組に申し出してから、7日以内に対応しなくてはなりません。

3. 走行距離記入における注意点

出品店は、出品車両の走行距離数の記入にあたり、出品時の走行距離計に示された距離数値を記入し、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、以下にしたがって、出品申込書にそのことを記載しなければなりません。

①.走行距離計を交換した車両「$」

認証工場または指定工場で走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある車両は、走行距離記入欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数値を記入し、メーター交換車を表す「$」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」として取り扱うものとします。

②.走行距離計の改ざんが明白な車両「＊」

過去の記録簿等により走行距離計の改ざんが確認できる車両は、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記入し、メーター改ざん車を表す「＊」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「メーター改ざん車」の文言と記録簿等により判明した改ざん前の距離数を記載します。

③.前各号以外で過去の記録簿等がなく実走行と判断できない車両「＃」

走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数値を記入し、走行不明を表す「＃」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「走行不明車」の文言を記載します。

④.タコグラフ装着車

車両総重量8トン未満のトラック、最大積載量5トン未満のトラック等、法律でタコグラフ装着が義務付けられていない車両で、積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は、タコグラフを新車時に取り付けたものとみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、記録がある場合はメーター交換車、記録がない場合は、メーター改ざん車として記載します。

⑤.セットアップ交換車

ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

第3章　落　札

1.　落札店注意事項

①. 現車オークションにおいては、下見による現車確認が基本となりますので十分下見をした上でセリに参加してください。なお、外部からの応札の場合は、主催商組で下見代行を行っている場合があります。

②. 落札車両と出品申込書の内容に相違がないか十分に確認してください。車両と出品申込書の内容に相違があった場合は、主催商組にクレームの申立をすることができます。

③. 出品リスト（出品一覧表）と出品申込書の記載内容に相違がある場合は、出品申込書の記載内容を優先します。

④. クレーム申立にかかる費用（ディーラー見積り費用）は、落札店の負担となります。

⑤. 出品車両の内・外装補助評価（A・B・C・D・E）並びに事故補助評価（大・中・小）は参考補助評価であり、万一違いが生じたとしてもノークレームとします。

第４章　クレーム

１．　クレーム解決に向けて

クレームが発生した場合、主催商組は、中立、公正な立場でクレームの裁定を行い、クレーム当事者は、主催商組の裁定に従うものとします。

出品店、落札店は、理解、協調の姿勢をもって、円満に解決することに努めるものとします。

２．　クレーム申立方法

①.落札店がクレーム申立をする場合、必ず主催商組を通して申立をしてください。理由の如何を問わず、主催商組の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー３万円を科します。

②.クレームの申立は、原則として落札車両１台に対して１回の申立とします。

ただし、搬出前のみ受付されるクレームや後日送付する書類等によって判明するクレーム等、主催商組が認めた場合は、複数回の申立も可とします。

３．　クレーム申立期間

(1) 基本となるクレーム申立期間

原則としてオークション開催日を含めて５日以内としますが、クレーム事項の種類ごとに別の申立期間を定めます。

なお、主催商組が定める遠隔地落札店については、主催商組の定める期日の延長をする場合があります。

(2) 具体的クレーム事項の申立期間

クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。

なお、別表に記載のないものは、商組規約に従うものとします。

４．　用語の定義

別表で用いる用語の定義は、以下のとおりとします。

①低価格車

落札価格 20 万円未満の車両（登録車・軽自動車）。なお、落札価格に手数料は含まれません。

②搬出前

搬出前までのクレーム受付の最終期限は、オークション開催日を含む４日以内（最終日は主催商組営業時間内）とします。

ただし、期日の最終日が日曜日または主催商組の休業日にあたる場合は、主催商組により翌営業日になることがあります。

5.　クレーム裁定

クレームでキャンセルとなった場合は、成約料、落札料および落札店でかかった諸費用は出品店負担となります。

ただし、販売できなかったことによる落札店の逸失利益は含まれません。

6.　クレーム免責事項

以下に該当する事項は、原則としてクレームを受付けません。

①.クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合はノークレームとします。

ただし、その際にかかる保証継承代として1万円を出品店へ請求します。

②.落札車両が初年度登録より10年または走行距離が10万kmを経過している車両、並行輸入車、災害車は、原則としてノークレームとします。

ただし、エンジン、ミッション等の重大箇所、並びに重要装備品の不具合、欠品等、または虚偽申告、誤記入、記入洩れ等、主催商組が重大であると判断した場合クレームとします。

③.クレームの対象となる部品代が2万円未満の場合はノークレームとします。

なお、部品代に工賃は含まれません。

ただし、セールスポイントに記載されている内容のものは、部品代が2万円未満であってもクレームの対象となります。

④.オークションで落札後、他のオークションに転売（他のオークションに転売とは、他オークションにおいて成約したものを指します。）した場合はノークレームとします。

ただし、走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車はクレームの対象とします。

⑤.出品申込書に記載された修復歴の内容以外に修復部位が判明した場合であってもノークレームとします。

⑥.出品申込書に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は一切ノークレームとします。

なお、エンジンオーバーホールを要すものも含みます。

⑦.落札店が、主催商組に対してクレーム申立を行った日より、その後7日間経過時点で再度連絡がない場合はノークレームとします。

⑧.別表においてノークレームと定めた事項の場合。

⑨.その他主催商組が申立却下と判断した事項の場合。

7.　クレームと制裁

主催商組は、参加者の悪質なルール違反に対し、この統一ルールで定められたクレーム裁定とは別に、中商連オートオークション規約に基づき制裁を科すことがあります。

第５条　雑則

１．　統一ルールの改正

この統一ルールに改正が必要な場合は、中商連流通委員会、検査委員会の答申に基づき、中商連理事長が行うものとします。

２．　附　則

この統一ルールは、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

別表Ⅰ　出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間（現車落札・ネット落札ともに適用）					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1	年式（輸入車モデル年式含む）	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時：ペナルティー2万円（低価格車は1万円）＋諸経費
2	初年度登録月	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	〈6ヵ月以上の相違〉 キャンセル時：ペナルティー2万円（低価格車は1万円）＋諸経費 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円（上限は6ヵ月） 〈6ヵ月未満の相違〉 キャンセル時：ノーペナキャンセル 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円
3	車名	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	主催商組の裁定による
4	グレード・2WD/4WD相違（パッケージオプション含む）	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時：ペナルティー2万円（低価格車は1万円）＋諸経費 出品店申告より上位グレードの場合は、ノーペナキャンセルのみ受付する。
5	ディーラー・並行相違	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
6	型式・排気量	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
7	ドア・形状	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
8	定員・積載	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
9	車歴	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	レンタ・営業・身障者仕様・その他改造等
10	車検	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	〈6ヵ月以上の相違〉 キャンセル時：ペナルティー2万円（低価格車は1万円）＋諸経費 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円（上限は6ヵ月） 〈6ヵ月未満の相違〉 キャンセル時：ノーペナキャンセル 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円 〈車検付申告が抹消であった場合〉 キャンセル時：ペナルティー2万円（低価格車は1万円）＋諸経費 値引時：個別対応
11	走行距離相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	キャンセル時：ノーペナキャンセル＋諸経費
12	車体色相違	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	車体色と色コード（カラー番号）が異なる場合は、色コードを優先とする。
13	色替え	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。
14	シフト相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	フロア↔コラム、AT↔MT、5速↔4速等
15	冷房・装備品の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
16	燃料相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ガソリン↔ディーゼル等
17	セールスポイントの不良・有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	セールスポイントに記載された装備品が不良、または、無かった場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとする。
18	装備品（純正品）の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
19	保証書の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	〈メーカー規定保証期間内の車両〉 キャンセル時：ペナルティー2万円＋諸経費 値引き時：5万円 〈メーカー規定保証期間を経過している車両〉 キャンセル時：ノーペナキャンセル＋諸経費 値引時：2万円（低価格車は1万円）
20	諸元相違（長さ・幅・高さ）	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合はクレームとする。

別表II　重大クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間（現車落札・ネット落札ともに適用）					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1	修復歴車	当日含む 5日		当日含む 5日	当日含む 5日	当日含む 5日	必要により現車確認とし、落札金額10万円未満はノークレームとする。 なお、落札金額10万円未満であっても主催商組が重大と判断した場合はクレームとする。
2	再検査による評価点「1．5点」以上の差	当日含む 5日		ノークレーム	当日含む 5日	当日含む 5日	
3	粗悪車	当日含む 5日	当日含む 5日	当日含む 5日	当日含む 5日	当日含む 5日	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、主催商組による現車確認の結果、相当と判断したもの。
4	メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	キャンセル時：ペナルティー（出品店関与10万円・不関与5万円）＋諸経費 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を科すことがある。 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。
5	タコグラフ交換	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	キャンセル時：ペナルティー5万円＋諸経費 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。
6	走行不明「＃」の申告で、メーター改ざんが立証された場合	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	当日含む 6ヵ月 または 書類発送後 1ヵ月 （※）	ノーペナキャンセルのみとし、諸経費（陸送費やその他にかかる費用）は請求できない。 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を科すことがある。 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。
7	冠水車（申告なしの場合）	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円＋諸経費
8	接合車	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円＋諸経費
9	盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品店が全責任を負うものとし、第三者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティー10万円、主催商組が認める諸経費を主催商組に返還するものとする。
10	消火器の散布跡車	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	当日含む 3ヵ月	必要により現車確認とする。
11	エンジン乗せ替え（規格外）	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	キャンセル時：ペナルティー2万円＋諸経費
12	ミッション乗せ替え（規格外）	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	書類発送後 1ヵ月	FA↔F 5、AT↔MT 等 キャンセル時：ペナルティー2万円＋諸経費

別表Ⅲ　具体的クレーム事項の受付期間と裁定

		クレーム事項	クレーム受付期間（現車落札・ネット落札ともに適用）					クレーム裁定
			評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
内装	1	内装焦げ・切れ・しみ・異臭	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	2	雨漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。
	3	ダッシュ・グローブボックス等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	4	標準装備品の欠品（装備品欄に記載がない場合）	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検（1回目の車検満了）以内の車両、または1回目の抹消までとする。ヘッドレスト、ハンドル、シート等。
	5	ジャッキ・工具・スペアタイヤの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ（パンタグラフ3千円・油圧5千円）、スペアタイヤ（普通車5千円・軽3千円）
	6	8ナンバーキットの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	搬出前まで	欠品の申告がなかった場合、現品支給または5万円を上限に値引きとする。
外装	7	ガラス	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。
	8	鉄粉・P付着	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	9	塩害	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。 塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、主催商組が相当と判断したもの。
	10	レンズのヒビ・ドアミラー損傷	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。
	11	タイヤ・ホイル規格外・スタッドレス	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	現品支給またはタイヤ・ホイルとも普通車1本5千円・軽自動車1本3千円の値引きとする。R点・低価格のスタッドレスはノークレームとする。
	12	標準装備品の欠品（装備品欄に記載がない場合）	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検（1回目の車検満了）以内の車両、または1回目の抹消までとする。
電装	13	P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	14	マルチV・テレビ・ナビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	15	イモビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可する。（複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。）
	16	オーディオ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。
	17	サンルーフ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	18	エアコン不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	19	セルモーター・ダイナモ不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	20	メーター類不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものとする。ただし、積算計不動は部品代が3万円未満であってもクレームとする。
機関	21	エンジン上部（タペット・バルブ・ヘッド等不良）	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	22	エンジン下部（メタル・ピストン異音・焼き付き・圧縮不足等）	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	23	噴射ポンプの不良または燃料漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	24	ターボ・スーパーチャージャー不良および改造	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。

		クレーム事項	クレーム受付期間（現車落札・ネット落札ともに適用）					クレーム裁定
			評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
機関	25	ラジエーター・ウォーターポンプ不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
機構	26	マフラー不良（腐食等）	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	27	クラッチ滑り	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出可能な場合は全てノークレームとする。
	28	MTミッション不良（ギア鳴き等）	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	29	ATミッション不良（滑り・ショック・タイムラグ）	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。滑りは必要により現車確認とする。
	30	デフ・トランスファー・カップリング不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	31	ドライブシャフト不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。1本につき1万円の値引または現品支給とする。
	32	ABS・ブレーキ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。パット・ローターはノークレームとする。
	33	エアバック不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を科すことがある。
	34	ショック・サス不良（エアサス・アクティブのみ）	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。
	35	パワステ・ギアボックス・ポンプ・4WS不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	36	キー違い（エンジンキーとドアキーが違う場合）	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	特殊キーについては項目45にて裁定する。
その他	37	職権打刻（国産のみ）	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
	38	登録遅れ	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	マイナー・モデルチェンジから6ヵ月以上を経過したもの。 キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費
	39	型式改・構造変更の表示なし	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
	40	型式指定・類別番号なし	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
	41	記録簿の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	値引時：2万円（低価格車は1万円）
	42	ワンオーナー	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時：ペナルティー2万円+諸経費 値引時：2万円
	43	メーター（積算計）の故障	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
	44	冠水車（申告ありの場合）	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	書類から判明する相違事項、メーター関連問題の場合に限りクレームとする。車両の機能に関する内容はノークレームとする。
	45	ナビCD・リモコン・CDマガジン・キーレス等付属部品の欠品	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	装備品に○印またはセールスポイントに記載された場合は、部品代が2万円未満であってもクレームとし、現品支給または値引とする。 カードキー、スマートキー等の特殊キーについては、その機能が正常で備品に欠品がないこと。
	46	社外品の申告漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	主催商組が相当と判断した場合に限る。
	47	コーションプレート欠品の申告漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	値引き・キャンセルいずれかの対応とする。
	48	車検証備考欄の走行距離相違	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	記録簿で確認できる場合：ノーペナキャンセル+諸経費 記録簿で確認できない場合：キャンセル時ペナルティー5万円+諸経費
	49	前項各本文に該当する場合でも、主催商組が相当と認めた場合						クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。

別表Ⅳ　ペナルティー裁定基準

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
①	落札店都合によるキャンセル	オークション当日（ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後 30 分、60 分、または当該車両セリ終了後 100 台までの申し出があった場合に限る） ペナルティー５万円＋出品料＋成約料＋落札料とする。
②	出品店都合によるキャンセル （書類提出不可能な場合を含む。）	オークション当日（ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後 30 分、60 分、または当該車両セリ終了後 100 台までの申し出があった場合に限る）の場合、10 万円＋出品料＋成約料＋落札料とする。 オークション当日以降の場合、10 万円＋出品料＋成約料＋落札料＋落札店のかかる費用（販売遺失利益は含まない）とする。
③	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	落札店は車検満了日の前月から請求することができる。 （必ず主催商組を介して申し出をすること） 主催商組から出品店へ請求した日より 10 日以内に主催商組へ提出されない場合、ペナルティー１万円。以降１週間経過毎に１万円を加算。
④	出品店が、主催商組の定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合	ペナルティー１万円 以降１日経過毎に２千円を加算
⑤	出品店が、オークション開催日を含め 21 日を経過しても主催商組に書類を提出しない場合	上記④の延滞ペナルティーを含めペナルティー 10 万円＋出品料＋成約料＋落札料＋落札店のかかる費用（販売遺失利益は含まない）。
⑥	落札店がオークション開催日の翌月末日までに名義変更しない場合、または翌々月の５日までに名変コピーを主催商組に提出しない場合 （出品申込書に記載された名変期限を経過した場合を含む）	ペナルティー１万円 以降１週間経過毎に１万円を加算
⑦	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー１万円
⑧	落札店が、オークション当日から７日を経過しても落札代金を決済しない場合	ボス利用を一時停止する。 １日あたり、落札台数 × ２千円のペナルティー。 なお、主催商組は、落札代金決済の遅延が重なる者について、ボス登録の取消し（オークション参加資格の取消し）をすることができる。
⑨	委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差替えを依頼する場合。または、書類有効期限が、主催商組到着日を含め１ヵ月以上あるが差替え依頼をする場合 ※受付が２月 28 日の場合 ⇒ ３月 31 日以上の有効期限があるもの	下記金額にて差替え依頼ができる。 （必ず主催商組を介して申し出をすること） 印鑑証明書 ･･･ ３万円 委任状 ･･･ ２万円 譲渡証 ･･･ ２万円 その他証明書（謄本・抄本・住民票等）･･･ ２万円 記入申請書 ･･･ ２万円
⑩	出品店が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札店がそれを承諾した場合 （出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く）	出品店より落札店へ１万円を支払う。
⑪	落札店が、書類一式（移転・抹消）を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。 （必ず主催商組を介して申し出をすること） 〈普通車〉 出品店名義の場合 ･･･ ５万円（実費含む） その他名義の場合 ･･･10 万円（実費含む） 〈軽自動車〉 出品店名義の場合 ･･･ ３万円（実費含む） その他名義の場合 ･･･ ５万円（実費含む）
⑫	出品車両の燃料が無く、会場内で車両移動ができない場合	ペナルティー２千円
⑬	落札車両の名義変更前に起こした違反（駐車違反、その他違反行為）により、出品店側に問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合	ペナルティー３万円